

## 地方分権・行財政対策特別委員会

- 1 委員会名 地方分権・行財政対策特別委員会
- 2 開催日時 平成23年12月19日（月） 10時02分～14時00分
- 3 開催場所 第三委員会室
- 4 説明員 総合政策部長、総務部長、人事委員会事務局長および関係職員

### 5 議事の概要

#### (1) 付託案件

議第154号 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で、原案の通り可決すべきものと決した。

なお、委員からは次のような意見が出された。

- ・企画調整費は、関西広域連合規約第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費であるが、事務の内容を明確にすべきではないか。
- ・今後関西広域連合の処理する事務が拡大し、予算の補正や事務の追加などによって、構成府県で頻繁に対応することが必要となった場合、県議会がその都度対応できるのか、また、構成府県で合意が得られないことも予測され、広域連合が機能を果たすことができるのか懸念する。

#### (2) 県職員住宅等の現況について

廃止の方向で考えるなら、期限を決めて売却や県営住宅として県民に提供するなど早急に対応すべきである、住宅の設置目的に照らして必要と判断された場合でも、使用料が妥当か見直す必要がある、持ち家に対する住居手当は廃止すべきではないかといった意見が出された。

#### (3) 地方機関の見直しについて

見直しについては、市町と県との間で、Win-Winの関係をつくらなければならないが市町との意見交換の中で話し合いは進んだのか、平成21年の見直しで事務所統廃合を行ったが、その成果の総括を行って欲しいといった意見が出された。

#### (4) 関西広域連合について

国出先機関移管後の関西広域連合の組織（イメージ）に広域連合理事会（合議制）とあるが、合議制では多数決が普通であり、今後政令指定都市が関西広域連合に加入することになれば、滋賀の発言力が弱まるのではないかと、慎重に進めていかないと当初の思いと違ってくるのではないかと、という意見が出された。



委員会で配付された資料

- 1 職員住宅等の現況について
- 2 住宅手当の支給に関する規定について
- 3 地方機関の見直しの方向について（素案）
- 4 関西広域連合規約の変更について
- 5 第14回関西広域連合委員会の結果概要について